

戸 頭 町 会 会 則

第 1 章総則

（名称及び事業所）

第 1 条

本会は、戸頭町会と称し、事務所を取手市戸頭 3 丁目 3 番 6 号に置く。

（会員の組織）

第 2 条

本会の区域は、原則として戸頭団地中高層住宅地区を除く戸頭 1 丁目～9 丁目までの区域及び戸頭地区の一部の区域の住民（加入単位は世帯とする）をもって構成する。

第 3 条

本会の会員は、第 2 条に定める区域に住所を有する個人とし、総て基本的に平等の権利と義務を有する。

（目的）

第 4 条

本会は会員個人の基本的権利を侵すことなく会員の自覚と良識に基づき、自主的かつ民主的な相互協力によって、安全、安心、明るく、楽しく生活できる生活環境の向上に努め、住みよい町づくりを行うことを目的とする。

(事業)

第5条

本会は、第4条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 生活環境の維持改善及び福祉の向上
- (2) 会員相互の連帯と親睦並びに意見収拾及び調整
- (3) 災害対策は戸頭町会自主防災会組織により有事に備える
- (4) 防犯対策を常に行い犯罪の抑止に努める
- (5) 文化的向上の推進
- (6) 関係諸官庁との行政連絡及び交渉並びに会員への各種伝達
- (7) 将来的計画の立案
- (8) その他本会の目的達成のために必要な

第2章 組織

(組織)

第6条

本会の意思決定及び会の運営のため総会、地区班会、地区班長会、本部役員会、運営委員会、専門部会、事務局、をおく。

2 本部役員とは会長、副会長（3名まで）、各部門部長、監事（2名）、事務局長で構成する。

3 事務局は副会長の1名が兼任する

(決議)

第7条

会議の決定は、総て出席者の過半数によって決定する。可否同数の場合は議長が決定する。

(総会)

第8条

総会は、町会の最高決議機関であり、1世帯1名の会員をもって構成する。

2 定時総会は、毎年事業年度終了後2カ月以内に開催する。

3 臨時総会は、運営委員会が必要と認めた時、または3分の1以上の会員から要求があった時、会長はすみやかに会を開催する。

4 総会の定足数は会員の二分の一以上の出席があつて成立する。

5 総会に出席できない会員は、出席する他の会員を代理人として表決を委任することができる。前項の場合、これを出席とみなす。 6

総会は次の事項を決議する。

- (1) 事業報告及び決算の承認
- (2) 資産管理報告の承認
- (3) 事業計画及び予算の承認
- (4) 会費改定の承認
- (5) 会則の改定
- (6) 本部役員の選出
- (7) その他重要事項

(地区班会)

第9条

地区班会は本会の基礎組織であり、必要に応じ開催し、次の事項を行う。

- (1) 班長の選出
- (2) 各種会議に基づく事項
- (3) 各種会議への議案提出
- (4) 会長及び地区部長、又は地区班長が会の目的達成のため必要な事項
- (5) その他本会の目的達成の為必要な事項

(地区班長会)

第10条

地区部長及び地区班長並びに地区専門委員により構成される会議は、必要に応じ開催し、次の事項を行う。

- (1) 正副地区部長の選出及び専門部に準じた地区専門部員の選出
- (2) 各種会議の決議に基づく事項
- (3) 各種会議への議案提出
- (4) 会の目的達成のため会長及び地区班長会が必要と認める事項
- (5) その他会の目的達成のため必要な事項

(本部役員会)

第11条

第6条 2,項で構成され、会議は必要に応じ開催し、次の事項を行う。

- (1) 町会運営に必要な事務事項
- (2) 各種会議の決議に基づく事項
- (3) 各専門部会の役割分担調整に関する事項

(運営委員会)

第12条

運営委員会の開催は、その構成員の二分の一以上の出席があって成立する。

2 運営委員会は、総会に次ぐ決議機関で本部役員及び各地区班長会議で選出された地区部長により構成され、会議は必要に応じ開催し、次の事項を行う。

- (1) 総会付議事項の決定
- (2) 総会召集の決定
- (3) 会の運営に関する事項の決定
- (4) 顧問の選出
- (5) 年度途中の本部役員辞任及び新設部の開設に伴い補充する本部役員の選出
- (6) その他会長が会の運営のため必要と認める事項

(専門部会)

第13条

専門部部長及び地区部員により構成され、次の事項を行う。又、本部役員及び地区部長は、必要に応じ構成員となり協力するものとする。

(1) 担当任務遂行のため必要と認められる事項

(2) 運営委員会の決議による事項

(3) 会長が必要と認める事項

(顧問)

第 14 条

本会に顧問を若干名置くことができる。

第 3 章 運営

(会費・入会)

第 15 条

会員は別途細則に定める会費を納付しなければならない。

2 第 2 条に定める区域に住所を有する個人で本会に入会しようとする者は別途定める入会申込書を会長あてに提出しなければならない。

3 本会は前項の入会申込があつた場合には、正当な理由なくこれを拒んではならない。

4 第 2 条に定める区域に世帯主が住居を構えないで営業する法人や団体は賛助会員とし入会できる。但し、賛助会員は表決権を有しない。

(退会等)

第 16 条

会員が次の各号に該当する場合には、退会したものとする。

(1) 第2条に定める区域内に住所を有しなくなった場合

(2) 本人より退会届が会長に提出された場合

2 会員が死亡し、又は失踪宣告を受けた時は、その資格を喪失する。

(各会議の招集及び議長並びに書記の選任)

第17条

総会、本部役員会、運営委員会は会長が、専門部会はそれぞれの専門部部長が、地区班長会は地区部長が、地区班会は地区班長がそれぞれ招集し、招集者が議長及び書記を選任する。

(地区及び班の設定)

第18条

本会の運営を円滑に行うため、町会内を適宜に分割しこれを地区とする。又、これを会員数に応じ更に適宜の班に分割する。なお、地区班割りに関しては、運営委員会で定める。

(役員の任務)

第19条

役員とは、本部役員、地区部長、地区班長とし、それぞれの任務は次の通りとする。

(1) 会長は、本会を代表し会務を総括する。

(2) 監事は、本会の会計を監査するとともに必要に応じ運営上の業務監査をし、総会・本部役員会・運営委員会で報告する。

- (3) 各副の役員は、それぞれ正の役員を補佐し、正に事故あるときはその職務を代行する。なお、副の役員が複数の場合はあらかじめ定められた順位に従いその職務を代行する。
- (4) 各担当部長は、それぞれ担当任務を遂行し、事前及び事後にその要旨を会長及び広報部長に報告しなければならない。なお、広報部長は、報告された内容が会員に知らせる必要があると認められるときは、広報をもって会員に知らせなければならない。
- (5) 各地区部長及び地区班長は、受け持ち地区及び班の代表となり会長のもとで会の運営に協力する。又、各地区部長は、選出された地区班長及び正副地区部長氏名を会長に届け出なければならない。
- (6) 各地区班長は、受け持ち区域の新入会員の勧誘及び受付をし、地区部長を通じ会長に届け出る。
- (7) 各地区部長及び地区班長は、受け持ち区域内の意見収集、意見調整及び各種伝達事項業務を行なう。
- (8) 専門部部会の構成部員は、それぞれ専門的視野に立ち討議、決議し、会の目的 達成のため協力する。又、専門部部長は、それぞれ専門部会の代表となり部会を統括する。なお各専門部の分担内容は 運用細則で表記する。
- (9) 町会役員へ役員活動手当てを支給する。役員活動手当ての額は細則に定める

(役員の任期及び引継ぎ)

第20条

役員の任期は1年とし、就任後第1回目の定時総会終了の日までとする。
又、補充により就任した役員の任期は、前任者の残期間とする。ただし、任期終了後も後任者が決定するまではその職務を行う。

2 役員の再任を妨げない。

3 各役員退任のときは遅滞なく事務引継ぎをなすものとし、引継ぎは引継ぎ目録を作成し、新旧役員及び監事が記名捺印する。

(招集通知)

第21条

会議の招集通知は、原則として発送日と会議日の間に1週間の期間を置いて通知しなくてはならない。ただし、総会は、2週間とする。

(会議の結果報告)

第22条

会議の結果は、広報等をもってすみやかに会員に知らせる。

(会則に規定のない事項及び細則の規定)

第23条

本会則に規定のない事項及び運営に必要な細則は、本会の目的に従い運営委員会の会議を経て定める。

(特定団体との関連)

第24条

本会は、特定の政治団体及び国・地方の長・議会の選挙並びに特定の宗教団体に関与してはならない。

第4章 資産

(資産の構成)

第25条

本会の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する

- (1) 別に定める財産目録記載の資産
- (2) 会費
- (3) 活動に伴う収入
- (4) 資産から生じる果実
- (5) その他の収入

第26条

本会の資産は、会長が管理し、その方法は役員会及び運営委員会よりこれを定める。

(資産の処分)

第27条

本会の資産で第25条第1項に掲げるもののうち別に総会において定めるものを処分し、又は担保に供する場合には、総会において過半数以上の議決を要する。

第5章 会計

(会計事業年度)

第28条

本会の事業年度は、毎年4月1日より翌年3月31日をもって終了する。

(会費の納入)

第29条

普通会費は指定日までに地区班長が集金をおこない、集金された会費を町会本部会計部に届ける。

2 集金は年額一括納入を原則とするが、分割納入も認める。

3 特別会費は、その都度定められた期間内に納付しなければならない。

(経費)

第30条

本会の経費は、会費その他によって賄う。会員はそれぞれ応分の経費を負担する。

(決算及び予算)

第31条 本会の決算及び予算は、次の通りとする。

- (1) 決算は会計部長が作成し監事の監査を受け、総会の承認を得なければならない。
- (2) 本会の予算案は、運営委員会で作成し総会の承認を得なければならない。

第6章 解散

(解散)

第32条

本会は次に掲げるいずれかの事由に該当した場合により解散する。

- (1) 破産手続開始の決定
- (2) 認可の取り消し
- (3) 総会の決議
- (4) 構成委員が欠けたとき

2 総会の決議に基づいて解散する場合は、総会員の4分の3以上の承認を得なければならない。

(残余財産の処分)

第33条

本会の解散のときに残余財産は、総会において4分の3以上の議決を得て、本会と類似の目的を有する団体に寄付するものとする。

第7章 慶 弔

(慶弔)

第34条 会の慶弔規定は、次の通りとする。

- (1) 特に顕著な功績があった場合は、運営委員会で協議のうえ表彰又は祝意を表する。
- (2) 会員及び同居する家族に新生児が出産した場合はお祝い金を贈る。

- (3) 会員及びその所帯構成員の逝去に際しては、弔慰金を贈る。

第8章 雑則

(備付け帳簿及び書類)

第35条

本会の事務所には、町会会則、会員名簿、認可及び登記等に関する書類、総会、役員会、運営委員会の議事録、財産目録等資産の状況を示す書類その状況を示す書類その他必要な帳簿及び書類を備えておかなければならない。

付 則

- 1 (施工日) 本規定は、昭和57年4月25日より施行する。

- 2 昭和59年4月22日 第14条改正

- 3 昭和62年4月24日 第24条改正

- 4 平成 8年4月21日 第 8条改正

- 5 平成20年 4月20日 第29条改正

- 6 平成22年 4月18日 改定(下記)

第4条、第5条(3)項(4)項(7項)、第8条(1)項

第17条(9)項(10)項(11)項、第22条、第25条

- 7 平成23年 4月17日 改定(下記)

第 2 条、第 3 条、第 6 条、第 8 条、第 11 条、第 15 条、第 16 条、
第 19 条、第 25 条、第 26 条、第 27 条、第 28 条、第 31 条、第
32 条、第 33 条、第 35 条